

条 例

埼玉県ふぐの取扱い等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年三月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県条例第二十七号

埼玉県ふぐの取扱い等に関する条例の一部を改正する条例

埼玉県ふぐの取扱い等に関する条例（平成十四年埼玉県条例第七十八号）の一部を次のように改正する。

第十五条第三項第五号及び第二十二条中「又は第二十四条」を削る。

第二十四条を次のように改める。

第二十四条 削除

第二十九条第五号を削る。

第三十一条中「及び第三号から第五号まで」を「、第三号及び第四号」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行前にした加工製品（改正前の第二十四条に規定する加工製品をいう。次項において同じ。）の表示については、なお従前の例による。

3 この条例の施行後にする加工製品の表示（食品表示基準（平成二十七年内閣府令第十号。以下この項において「府令」という。）附則第四条又は第五条の規定によりなお従前の例によりする加工食品（府令第二条第一項第一号に規定する加工食品をいう。ただし、平成三十二年三月三十一日までに製造され、加工され、若しくは輸入されるもの（業務用加工食品（同項第三号に規定する業務用加工食品をいう。以下この項において同じ。）を除く。）又は同日までに販売される業務用加工食品に限る。）又は生鮮食品（府令第二条第一項第二号に規定する生鮮食品をいう。ただし、平成二十八年九月三十日までに販売されるもの（業務用生鮮食品（同項第四号に規定する業務用生鮮食品をいう。）を除く。）に限る。）に係る表示に限る。）については、なお従前の例による。

4 この条例の施行前にした行為及び前項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。